

V 浄化槽指導事業

1 概 況	59
2 水洗化人口等の内訳	59
3 浄化槽設置基数	60
(1) 浄化槽の設置状況	60
(2) 浄化槽の設置届状況	61
4 許可業者一覧	61
5 浄化槽清掃状況	62
6 浄化槽保守点検業者登録数	62
7 維持管理指導	63
(1) 設置者（使用者）の指導	63
(2) 業者指導	63
8 法定検査	63
9 合併処理浄化槽の設置事業	64

1 概 況

本市は、廃棄物処理法の制定に伴い、昭和47年4月1日に従来し尿汲取り業者が併せて行っていた浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬を、し尿と切り離し浄化槽清掃業として許可制にし、業者への指導を実施してきた。

この間、都市化の進展や生活水準の向上により、浄化槽の設置基数が急速に増加したが、管理が不適切な浄化槽からの放流水が公共用水域の水質汚濁の一因となり、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性も指摘された。このため、生活環境の保全と公衆衛生の向上、更に浄化槽関係法令の体系を整備するため、昭和60年10月1日に浄化槽法が施行され、法制度が明確化された。

この浄化槽法の施行に伴い、浄化槽清掃業の指導の充実と許可基準の明確化を図るため、「千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則」を定めた。

昭和63年4月1日に保健所政令市に移行し、浄化槽保守点検業の登録制度や浄化槽維持管理にかかわる指導、建築確認を必要としない浄化槽の設置届出等の権限・業務が千葉県より移譲され、「千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「千葉市浄化槽取扱指導要綱」を定めた。

これらにより、浄化槽による環境汚染を未然に防止するため、浄化槽の知識普及を重点に清掃業者、保守点検業者への指導ならびに不適正浄化槽の改善指導を行っている。また、水質汚濁の大きな要因とされる生活雑排水の対策として、合併処理浄化槽の設置促進に努めており、平成13年4月には浄化槽法の改正により合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことから、下水道事業の進展等と相まって、生活雑排水を垂れ流す単独処理浄化槽の利用人口は減り続けている。

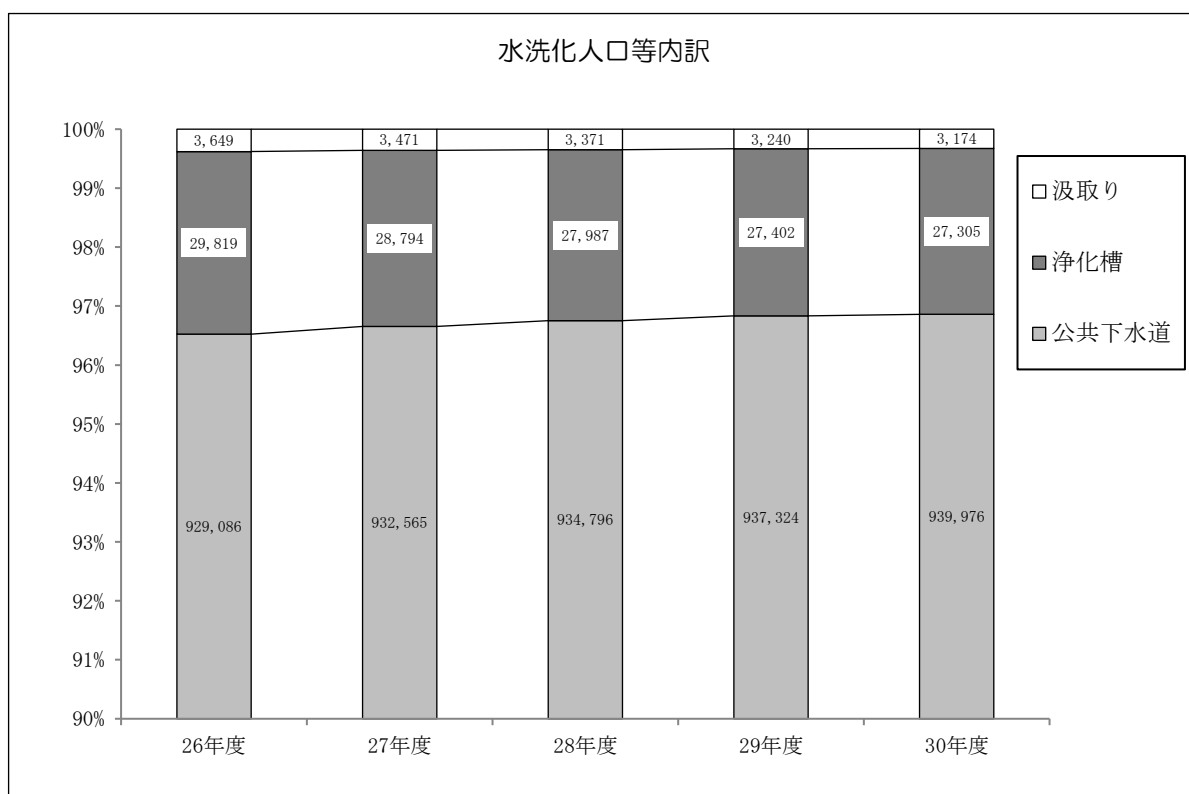
2 水洗化人口等の内訳

し尿処理には、公共下水道による処理、浄化槽による処理、汲取りによる処理がある。

(単位：人)

年度 項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
公 共 下 水 道	929,086	932,565	934,796	937,324	939,976
	(96.5%)	(96.7%)	(96.8%)	(96.8%)	(96.9%)
浄 化 槽	29,819	28,794	27,987	27,402	27,305
	(3.1%)	(3.0%)	(2.9%)	(2.8%)	(2.8%)
汲 取 り	3,649	3,471	3,371	3,240	3,174
	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.3%)
合 計	962,554	964,830	966,154	967,966	970,455
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

※ 公共下水道は、実用人員により算出



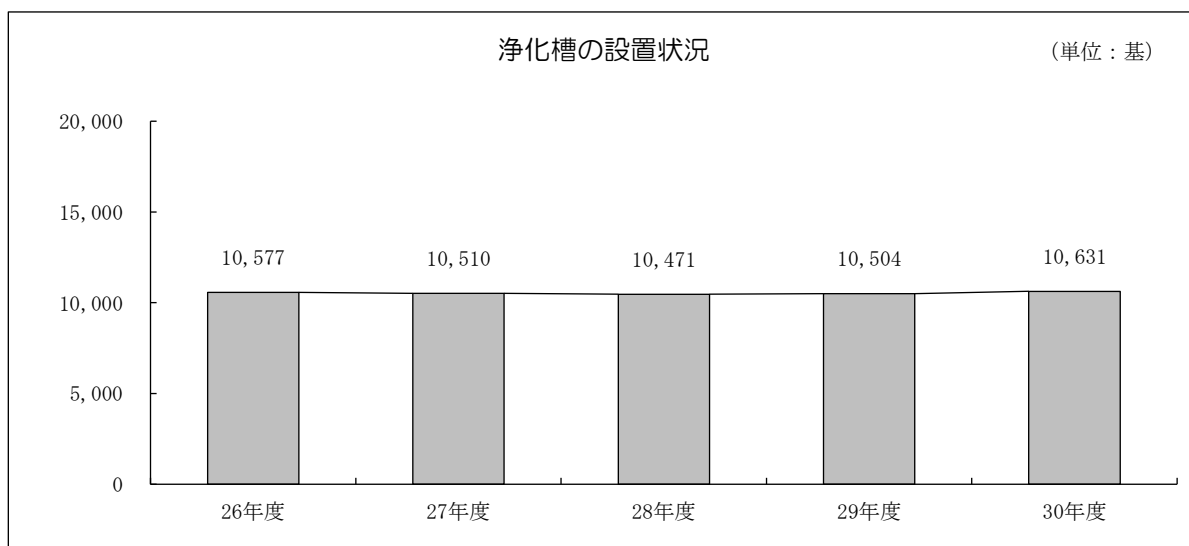
3 浄化槽設置基数

浄化槽の設置基数は、公共下水道の普及に伴い年々減少している。浄化槽の対象地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に努めている。

(1) 浄化槽の設置状況

(単位：基)

項目 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
合併処理浄化槽	3,214	3,265	3,314	3,416	3,535
単独処理浄化槽	7,363	7,245	7,157	7,088	7,096
合 計	10,577	10,510	10,471	10,504	10,631



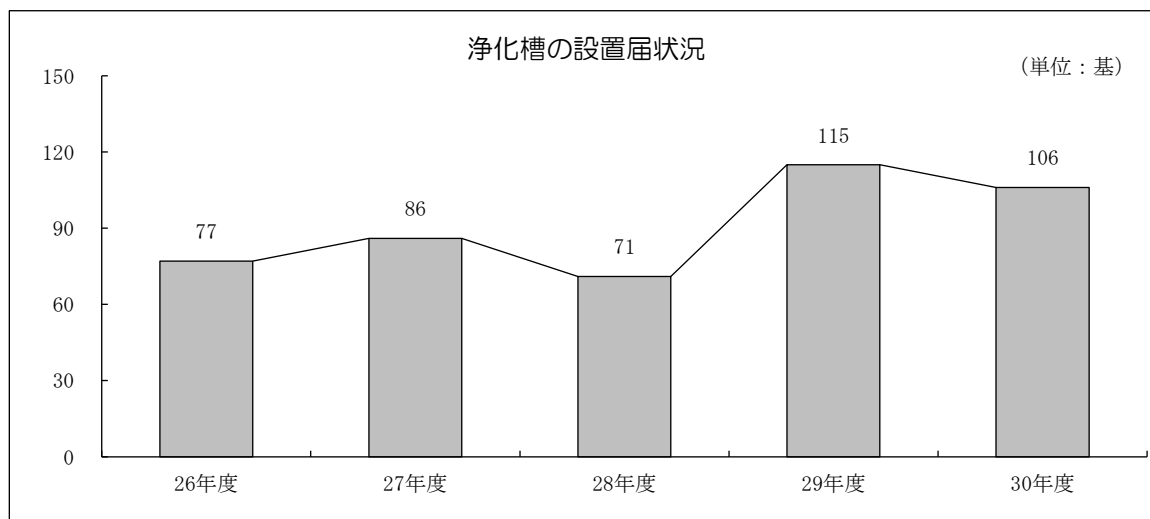
(2) 浄化槽の設置届状況

(単位：基)

項目 \ 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
浄 化 槽 法	10	11	10	16	22
建 築 基 準 法	67	75	61	99	84
合 計	77	86	71	115	106

※1 浄化槽法…浄化槽のみの設置

※2 建築基準法…新築等に伴う設置



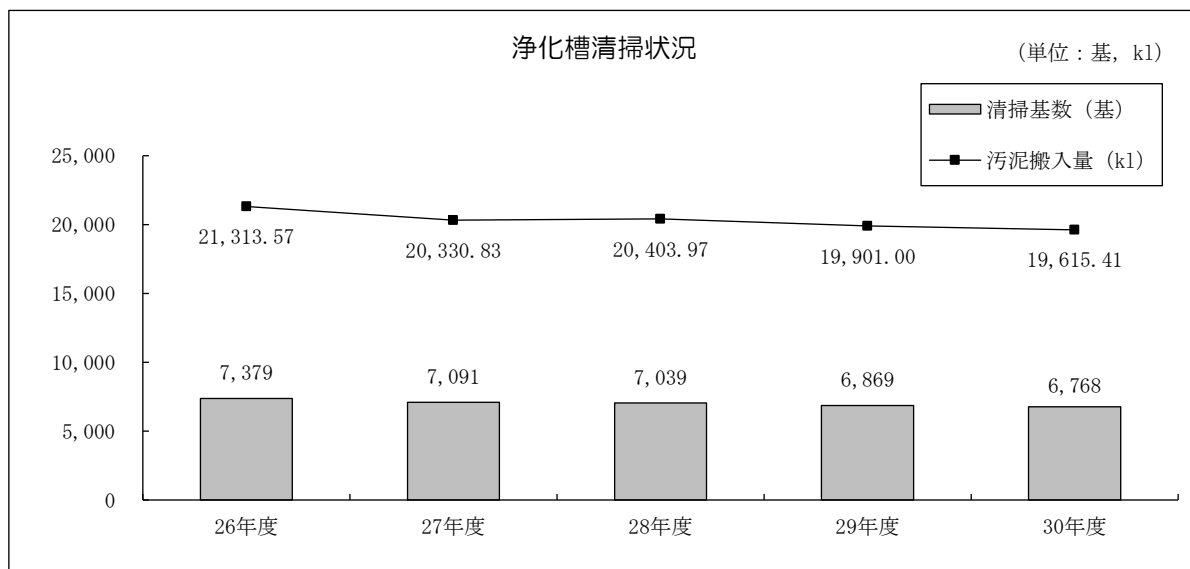
4 許可業者一覧

(平成31年4月1日現在)

	業者名	代表者名	所在地	許可台数	T E L
1	丸 徳 環 境 (株)	徳 山 智 美	稲毛区宮野木町441-12	4	250-2847
2	光クリーンサービス(株)	丸 山 佳 希	花見川区三角町610-1	4	259-2741
3	(有) 長 沼 興 業 社	谷 上 邑	稲毛区宮野木町2148-4	2	250-7729
4	大 金 興 業 (株)	大 野 光 政	緑区誉田町3-78	3	291-0161
5	(有) 中 央 商 事	伊 藤 久 子	中央区生実町887-1	5	261-4121
6	共 立 興 業 (株)	太 田 美 保 子	若葉区若松町545-13	3	423-9191
7	(株) セ ン エ ー	山 本 剛	稲毛区黒砂2-12-11	4	241-3156
8	(有) 筑 波 商 事	栗 田 良 子	稲毛区園生町1032-16	1	214-2100
計 8 業 者				26台	

5 浄化槽清掃状況

年 度 項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
清 掃 基 数	7,379 基	7,091 基	7,039 基	6,869 基	6,768 基
汚 泥 搬 入 量	21,313.57k1	20,330.83k1	20,403.97k1	19,901.00k1	19,615.41k1

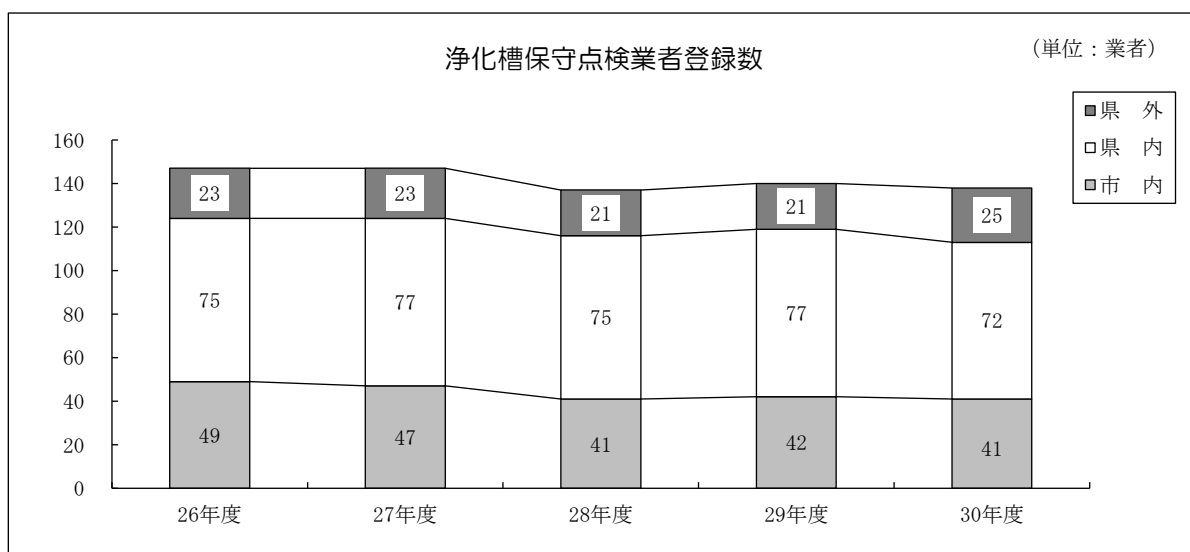


6 浄化槽保守点検業者登録数

浄化槽の適正管理については、条例に基づき140業者が登録し、市内浄化槽の維持管理を行っている。

(単位：業者)

年 度 項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
市 内	49	47	41	42	41
県 内	75	77	75	77	72
県 外	23	23	21	21	25
合 計	147	147	137	140	138



7 維持管理指導

浄化槽の機能を十分に発揮し、水質基準に適合した放流水を確保するため、管理者、保守点検業者及び清掃業者に、適切な維持管理を実施するよう指導している。

(1) 設置者（使用者）の指導

維持管理については浄化槽管理者の十分な理解が重要であることから設置届出時にパンフレットを配布し、その理解を促している。

(2) 業者指導

保守点検業者及び清掃業者について、法に定める基準にしたがって保守点検作業、清掃作業を実施させるとともに、立入検査、浄化槽汚泥搬入のチェック等を実施し、適正化指導に努めている。

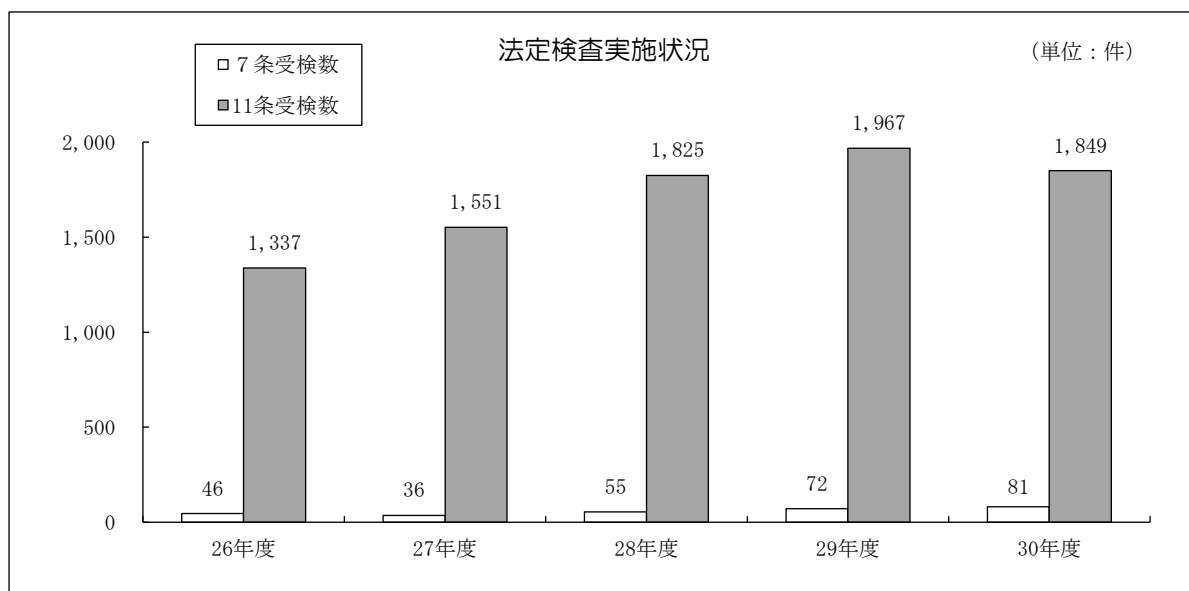
8 法定検査

浄化槽の法定検査(浄化槽法第7条に基づく設置後検査及び同法第11条に基づく定期検査)については、千葉県知事が指定する（一財）千葉県環境財団が実施している。（平成30年3月31日までは、（公社）千葉県浄化槽検査センターが実施していたが、千葉県の区域制導入により変更となった。）

この法定検査は浄化槽が適正に設置されたか、保守点検と清掃が基準どおり適正に実施されているかを判断する基準であるため、その法定検査の重要性を管理者へ指導するとともに検査後「不適正」の指摘があったものについては管理者に改善指導を行っている。

(単位：件)

年 度 項 目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
7 条受検数	46	36	55	72	81
改善指導数	6	6	3	11	7
11 条受検数	1,337	1,551	1,825	1,967	1,849
改善指導数	67	79	114	121	87



9 合併処理浄化槽の設置事業

生活排水対策の一環として合併処理浄化槽の設置促進を図るため、昭和62年度に合併処理浄化槽補助制度を設けた。

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
項 目					
補 助 金 額	2,828 千円	2,844 千円	0 千円	4,588 千円	3,840 千円
補 助 基 数	4 基	5 基	0 基	7 基	6 基

